

個人番号（マイナンバー）の取扱いについて

介護保険制度におけるマイナンバー利用事務については、申請・届出書にマイナンバーの記載欄を設けており、原則としてマイナンバーを記載していただく必要があります。

また、マイナンバーを受け取る際は「本人確認」及び「番号確認」を行うことが義務付けられておりますので、提出の際は以下の「身元確認書類」と「番号確認書類」が必要となります。

なお、マイナンバーを記載いただけない場合でも、有効な申請・届出として取扱います。

身元確認書類

● 1点のみの確認で良いもの（官公署発行の顔写真付きのもの）

個人番号カード／運転免許証／運転経歴証明書／旅券（パスポート）／
身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／愛の手帳（療育手帳）／在留カード など

● 2点以上の確認が必要なもの（官公署発行の顔写真付でないもの）

介護保険被保険者証／介護保険負担割合証／介護保険負担限度額認定証／
医療保険被保険者証／年金手帳・基礎年金番号通知書・年金証書／各種医療証／
生活保護受給証明書 など

※ 「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されている必要があります。

番号確認書類

● 個人番号カード／通知カード／個人番号が記載された住民票の写し

郵送で申請・届出する場合

「身元確認書類」及び「番号確認書類」のコピーを添付してください。

※ 「医療保険の被保険者証」を添付する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号は確認できないようマスキング等したものを添付してください。

代理人が申請・届出する場合

「本人の番号確認書類」、「代理人の身元確認書類」及び「代理権の確認書類（※）」が必要です。

※ 委任状、または、上記の身元確認書類、法定代理人の場合は資格を証明する書類
(代行申請について)

要介護認定申請において、ケアマネジャー等が提出の代行を行う場合など、ご本人の代わりに申請書の提出を行うだけに過ぎない場合は、「代理人が申請・届出する場合」には当たりません。

なお、ケアマネジャー等が、マイナンバーを保管すること等、代行申請の事務の範囲を超えてマイナンバーを取り扱うことは、法律で禁止されています。

問合せにつきましては、手続きごとに異なりますので提出先にお問い合わせください。